

令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について
～教科書の採択方針について～

令和7年3月27日開催の教育委員会の決定に基づき、義務教育諸学校用教科書の採択方針について東京都教科用図書選定審議会に諮問したところ、令和7年4月18日付けで下記の内容の答申を得た。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和8年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることに配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることに配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部・中学部）の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることに配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

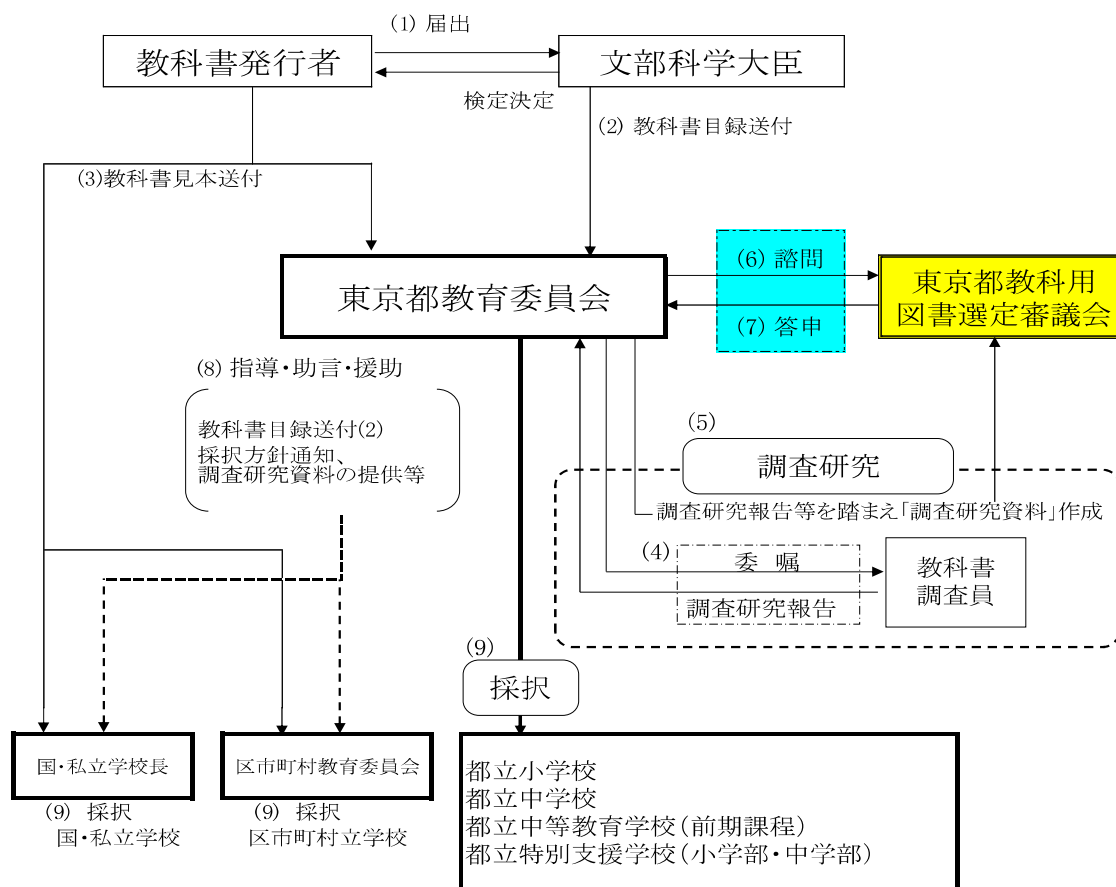
ア 東京都教育委員会は、令和7年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

義務教育諸学校用教科書採択の概要

1 教科書の採択等の仕組み



2 令和8年度使用義務教育諸学校用教科書採択に関する日程（予定）

- 令和7年4月24日 第1回教科用図書選定審議会答申（報告）
- ・教科書の採択方針について
- 6月 第2回教科用図書選定審議会答申（報告）
- ・教科書調査研究資料について
 - ・令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部)）について
- 7月 教科書の採択について（議案）

教科書の検定・採択・使用開始スケジュール

(◎:検定 ●:調査研究・採択 ○:使用開始)

年度(西暦)		H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
学校種別等											
小 学 校	検定	◎				◎				◎	
	調査研究・採択	●(●)	●				●				●
	使用開始	○(道徳)	○	○				○			
都立小学校 (R4年度開校)	調査研究・採択				●		●		●(家庭)		
	使用開始					○		○		○(家庭)	
中 学 校	検定	(◎)	◎	◎(歴史)			◎				
	調査研究・採択	●(道徳)	●(●)	●	●(歴史)			●			
	使用開始		○(道徳)	○	○	○(歴史)			○		
一 般 図 書	調査研究・採択		●	●	●	●			●	●	
			2年度使用	3～4年度使用	追補版	5～7年度使用			8年度使用	9～11年度使用	

※()書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

- (1) 検定は文部科学大臣が行う。採択は、都立学校については東京都教育委員会、区市町村立学校については区市町村教育委員会、国・私立学校については各学校の校長が行う。
- (2) 太線以降は、新学習指導要領(小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)及び中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
- (3) 小学校・中学校用教科書は、法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。
- (4) 一般図書は毎年度採択替えを行える。表中では調査研究を実施する年度を示している。